2009.7.21

PL Report ＜2009 No.4＞

国内の PL 関連情報

子供用繊維製品の化学物質規制が強化

（2009 年 6 月 8 日　日経エコロジー）

米国の消費者製品安全委員会（CPSC）による鉛とフタル酸エステルを規制する新法や、EU の玩具・育児用品に対する化学物質規制をうけ、日本政府も規制強化に動き出した。日本では、昨年 9 月より食品衛生法による鉛とフタル酸エステルの規制対象玩具の範囲を増やした。また、フタル酸エステル規制を欧米並みの基準に強化する方向で、来年の施行を目指し食品衛生法の改正を進めている。一方、国内企業でも、繊維製品の安全性に関する国際的な認証を取得する例が増加している。

ここがポイント

現在国内では 2 種類のフタル酸エステルを規制していますが、米国と EU では他の 4 種類も規制されており欧米の規制がより厳しくなっています。国内の玩具･育児製品は市場のグローバル化が進んだことに伴い米国や EU の市場規制から品質を決めており、厳しい欧米の規制が実質的な国際基準となっています。国内の食品衛生法は国際的な基準に準拠する内容で改正されることになるでしょう。

これにより、国内のみを市場としている事業者も、欧米を市場としている事業者の製品品質と同等の水準とすることとなり、結果として国内市場の品質も高水準化が進むこととなります。

事業者としては製品の市場が国内だけであっても、海外製品との競合を常に念頭に入れ、より厳しい国際的な規格に合わせられるよう、情報収集と自社製品規格レビューを行っておくことが重要です。

家電製品の取扱説明書アンケート調査結果

（2009 年 6 月 24 日　日経速報ニュース　他）

（財）日本消費者協会が家電製品などの取扱説明書について調査した結果、取扱説明書（マニュアル）は消費者にわかりにくく、あまり利用されていないことがわかった。

また、消費者の利用実態の調査結果では、「必要の無い機能がついている」62.9%、「使い方がわからない」18.3%、「どんな機能があるか知らない」15.7%と、製品そのものの機能を使用者が使いこなしていない実態が明らかになった。

ここがポイント

本調査では、特に携帯電話やパソコン、デジタルカメラなどの情報家電や AV 機器に付加された機能が、使用者にあまり利用されていないという結果になっています。その理由のひとつとして「取扱説明書ではわからないことが解消されない」（74%）ことがあります。

事業者としては、説明書の目的が「使用者が容易に読解し、安全に使用すること」である

ことを認識し、記載内容や表現を十分考察することが重要です。使用者の知識や能力を考慮し、使用環境の変化に合わせ、記載内容を常に検討する必要があります。

取扱説明書は JIS やガイドラインで定められた記載方法があり、製品本体に表示する警告ラベルと共に安全な使用についての重要な情報ツールであることを認識して作成する必要があります。既存の取扱説明書が事業者の想定どおりに理解されて使用されているかを常に調査するだけでなく、専門家の意見を取り入れるなどの改善を重ねていくことが大切です。

傘ホルダーの傘が自転車前輪に巻き込まれ事故

（2009 年 6 月 25 日　国民生活センター）

傘を収納しておく自転車「傘ホルダー」に傘を差し込んで走行中、段差の振動で傘の先端が前輪に巻き込まれ、運転者が前方に投げ出されて顔面に大けがを負ったという事故情報が、国民生活センターに寄せられた。

製造委託事業者は、数百万個を製造・販売しており、把握している事故は今回の一件のみとコメントしている。事故を受け、製品卸売業者は「表示が不十分」と認めたが、製造委託事業者は、傘ホルダーが「取扱方法」どおりに取り付けられていなかった可能性を指摘した。しかし、国民生活センターによる検証試験では、「取扱方法」に従って取り付けても傘が外れることが判明した。

ここがポイント

本事故製品は、製造委託事業者が設計し、卸売事業者が注意表示等を付してから販売されています。

事業者は、予想可能な誤使用も含めた製品の使用状況への安全対策を盛り込んだうえで、製品を市販化することが求められます。しかし、本件では、国民生活センターのテストで容易に事故を再現できたことから、想定している多機種の自転車に対して、設計段階での適正なリスクアセスメントが行われていたか、疑問が残ります。

事故後、卸売業者は表示の改善、固定方法の改善対応を行っていますが、販売済の製品は放置されています。既販製品を含め、事故再発防止策の具体的な検討が必要となります。事業者としては社会に対する責任を積極的に果たす必要があり、消費者が安心して使用できる製品を供給するよう常に改善を意識して行動しなければなりません。

海外の PL 関連情報

南アフリカで新ＰＬ法を制定

南アフリカの PL 法（消費者保護法）が 4 月 24 日に大統領の署名により成立した。PL 事故については、従来の過失責任に代わって厳格責任が導入された。厳格責任は、2010 年 4 月 24 日以降に販売された製品に適用される。

同法の損害賠償条項の特徴は以下の通りである。

・厳格責任法理の採用（欠陥により責任認定）
・対象製品は水や電気を含む全ての商品
・欠陥の定義は消費者期待基準
・開発危険の抗弁の規定なし
・提訴期間制限は事故から 3 年、製品引渡後の期間制限なし

ここがポイント

南アフリカはアフリカにおいてもっとも西欧化された国家のひとつとして先進的な制度を取り入れてきました。消費者保護の増進を目的とした消費者保護法案は 1 年前より国会で審議されていました。この度成立した新法では、1 年後までに消費者委員会を創設し、1 年半後から消費者の権利保護活動を推進することになります。但し、製品事故における賠償責任条項は 1 年後以降に販売された製品に適用されることになりました。

損害賠償に関する規定については、対象製品はソフトウェアのような無体物や不動産までも含みます。また、開発危険の抗弁が認められておらず、販売後の責任期限の定めがないことなどから、欧米の基準より消費者有利となる内容となっています。

米国で外国企業への訴えを容易にするよう検討

5 月 19 日、米国上院司法委員会の小委員会にて聴聞会が開かれ、欠陥製品の外国製造業者を訴えることを容易にする法案作成について説明が行われた。

聴聞会は、法案作成前にその目的と意義を確認するために開催されたもので、法学者や事業経営者などが証人として招聘され、外国製品の欠陥を訴える PL 訴訟で訴訟手続のハードルが高く、国内製造者が不当な差別を受けているという証言がなされた。

聴聞会の証言で指摘された外国企業への訴訟における障害項目は以下のとおりである。

・外国企業の特定（名称、所在地など）
・外国企業を米国の裁判所に訴えること
・外国企業への訴状の送達や証拠開示を行なうこと
・外国企業への判決の執行を行なうこと

同小委員会は聴聞会の趣旨に従った内容の法案を準備しており、PL 訴訟において外国企業への訴訟や判決の執行を国内企業と同等に簡便・安価に行なえるよう法律制定を進めることとなる。

ここがポイント

公聴会の証言では、中国製の建材が欠陥品であるとして中国企業を訴えようとした事業者の主張がありました。消費製品の多くが外国、特に中国から輸入されていることが本法案作成に拍車をかけています。

米国の被害者が外国企業を米国の裁判所に訴えて賠償金を得ることは、次のような事情により、困難であったり、負担が大きいことが指摘されています。

・米国の裁判所に外国企業を訴えることができるのは、外国企業がその州に対して何らかの形で関与した（米国に向けて製品を輸出した等の、いわゆる「ミニマム・コンタクト」）等の要件がある場合に限られる。
・訴状の送達は、米国内では郵便でよいが、外国企業への送達は、条約によって国家機関を経由して行うことが要求される。
・勝訴判決を得ても、外国企業の資産が米国内になければ、強制執行は不可能に近い。

もっとも、このような事情は、米国に特有なものではなく、例えば日本の被害者が米国企業を日本の裁判所に訴える場合にも同様の問題がありますから、米国上院の動きは一方的とも言えます。また、ミニマム・コンタクトの要件は米国憲法で要求されると解されており、強制執行は相手（外国の裁判所）がある話なので、法律が制定されても状況が大きく変わる可能性は低いと考えられます。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-5296-8913）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2009